

2011年神奈川県議会 第2回定例会 代表質問質疑概要

(2011年6月24日)



神奈川県議会議員 しきだ 博昭

目 次

1. 大規模災害対策について	1
①災害拠点病院について	1
②災害時における高齢者・障がい者対策について	1
③災害時における障がい者などの個人情報の取扱いについて	2
2. 医療・福祉問題について	3
①タンデムマス法による新生児マススクリーニング検査について	3
②看護職員の確保対策について	3
③障がい者施策について	4
3. 県政の諸課題について	5
①雇用対策について	5
②日本人拉致問題について	6
③教科書採択について	6

(しきだ博昭)

私は、自由民主党県議団を代表し、質問いたします。

質問に入ります前に、一言、申し上げます。



去る、3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴う津波により、幾多の尊い命が失われ、今なお、依然として行方不明者が多数に上っている現実に、大きな衝撃を受けるとともに、大変心を痛めています。

改めて、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、今なお、避難所等において困難な生活を余儀なくされている被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

改めて、災害対策をはじめ、医療・福祉問題、子育て・教育、雇用・景気対策など、様々な、政策課題が山積している中、政治の果たすべき役割の大きさと、その責任の重さをかみしめながら、今、この場に立っています。

政治の場に身を置く私たちは、何になるかではなく、何をすることが、まさに問われている今、県民のいのちと暮らし、そして未来を守るために、自由民主党県議団、一丸となって県政課題に取り組んでいく決意を、改めて、ここに明らかにし、質問に移ります。

知事、ならびに教育長におかれましては、明快なご答弁を、また、議員の皆様には、しばらくの間、ご清聴のほど、よろしく願い申し上げます。

1. 大規模災害対策について

質問の第一は、大規模災害対策についてであります。

私も、地震発生後、これまで、かつて、特別委員会の視察で訪れた宮城県気仙沼市に支援物資をお送りするとともに、去る4月27日には、気仙沼市を自ら訪れ、小さな体で悲しみと不安に耐えながら避難所で暮らしている子供たちに、絵本を届けるなどの活動を続けてきました。

こうした、支援活動は、「微力ではありますが、決して、無力ではない。」ということを感じて、続けていくことが大切であり、同じ日本人として、同じ人間として、互いを思いやり、協力し合って、この困難を乗り越えていかなければならないとの思いを強くいたしました。

このたびの大震災の教訓を、今後の災害対策につなげていくことが、今、こうして生かされている我々の責務であるとの思いを込めて、質問いたします。

① 災害拠点病院について

まず、はじめに、災害医療の中心的な役割を担う災害拠点病院について、お伺いいたします。

災害時に、被災地の医療の確保や医療支援を目的として、現在、本県において33の医療機関が災害拠点病院に指定されています。

このたびの東日本大震災を通じて、様々な課題が浮き彫りになってきております。そこで、そうした課題を挙げ、問題提起しながら本県の状況と取り組みについて伺って参ります。

まず、課題の第1は、建物の構造などについてであります。新聞社の調査によれば、すべての建物が耐震または免震構造である災害拠点病院は、被災した岩手、宮城、福島3県では67.9%に過ぎず、耐震化が不十分な災害拠点病院すべてで建物被害が生じています。

また、今回の震災で沿岸部の病院が、津波により甚大な被害を受けたことに鑑みれば、本県にも、沿岸部に立地している災害拠点病院があることから、建物の構造に加えて、津波への対策も課題の一つであると考えます。

次に、課題の第2は、ライフラインの確保であります。いわゆる非常用電力の確保及び燃料の備蓄については、被災地の災害拠点病院のほとんどが自家発電装置を備えておりますが、震災による停電の際、自家発電では、CTやMRIなど大型の診断機器が使えず、複雑な手術ができなかったと聞いています。

さらに、治療や洗浄などで大量に必要となる水については、多くの被災地の災害拠点病院では、断水時や停電時には使用できない状態であるとのことでもあります。

最後に、課題の第3は、食料と医薬品の確保であります。被災地の多くの災害拠点病院では、一定程度を事前に備蓄しておりましたが、救援物資の到着が遅れたり、医薬品の供給体制が、なかなか平常化しなかったことによって、食料と医薬品が不足し、その確保が大きな問題となったという点であります。

以上のように、このたびの震災において明らかになった3つの課題については、その対応に関して災害拠点病院自身の評価と検証が不可欠であります。行政として取り組むべき課題もあると考えます。

●そこで、知事にお伺いいたします。

こうした課題に係る神奈川県内の災害拠点病院の状況と、今後の県の取り組みについて、お伺いたします。

② 災害時における高齢者・障がい者対策について

次に、災害時における高齢者・障がい者対策について伺います。

去る5月23日に開催された障

がい者制度改革推進会議において、東日本大震災で被災した沿岸自治体に住む障がい者の実態に関する聞き取り調査が報告されました。

その報告によると、津波で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島3県の沿岸地域に住む障がい者のうち、2%を超える方が亡くなったり、行方不明になったりした可能性があり、住民全体に占める死者・行方不明者の約1%弱に比べ、障がい者は2倍に上っており、被害にあった割合は高いと推測されています。

いわゆる、災害弱者と呼ばれる高齢者や障がい者に対し、いかに適切に災害情報を提供し避難誘導等を行うことができるかが、より多くの人の生命を守り、被害の拡大を防止するために重要な課題であると認識しております。

宮城県ろうあ協会の調査によると、会員および手話通訳者などの総計979名の関係者の安否確認を行った結果、健聴者では死亡・行方不明者はいなかったのに対し、聴覚障がい者は750人中、14人が死亡したことが確認され、この14人が津波警報が聞こえずに亡くなった可能性が高いと指摘しています。

私も、東日本大震災発生後、聴覚障がい者関係団体の皆さんと意見交換をさせていただきましたが、先ほどの指摘にあるように、「私たちには、命に係わる重要な情報が届かない。この課題を何とかして欲しい。」といった切実な訴えが寄せられました。

以前、東海村で起きた放射能漏れ事故の際、町に流れる避難警報が聞こえず、聴覚障がい者が誰もいないコンビニで、ひとり買い物をしていたといった話があります。

とりわけ、聴覚障がい者にとって、携帯電話等がつかまらない状況の中、外出時においては、ニュース報道等の情報をメールを通じ入手することが極めて困難であり、「今、何が起きているのか、どうすればいいのか、全くわからず、困惑し途方に暮れ、不安だけが募った。」とおっしゃっておられました。

一方、昨今、聴覚障がい者のみならず、一般住宅やマンションなどにおいて窓を閉めていることが多く、行政無線などが聞こえないといった課題も生じていると聞いています。



●そこで、知事にお伺いいたします。

災害時における聴覚障がい者をはじめ障がい者や高齢者など、いわゆる災害弱者への情報伝達と支援について、お伺いいたします。

③災害時における障がい者などの個人情報取り扱いについて

次に、災害時における障がい者などの個人情報の取り扱いについて伺います。

災害時における安否確認および緊急時の支援に関して、個人情報保護が足かせになっているといった実態が明らかになり課題となっています。

新聞社の調査によると、宮城、岩手、福島県の3県と33市町村に尋ねたところ、東日本大震災で被災した障がい者の安否確認のために個人情報の開示を求めた障がい者団体に対し、要請を受けた3県8市町村のうち、開示に応じたのは、岩手県と福島県南相馬市の1県1市のみであったとのこととあります。

南相馬市では、日本障害フォーラムの依頼を受け、身体障害者手帳が療育手帳を持つ約1000人分のリストを渡し、訪問調査を依頼したとされ、開示内容は、氏名、住所、年齢、障がいの種別と等級、さらに、開示にあたり、個人情報を他に利用しない確約書を交わし、個人情報の保護に配慮していると、南相馬市の担当者は、「市の個人情報保護条例は、『個人の生命、身体などの安全を守るため緊急かつやむを得ない場合』に、本人の同意なしに第三者に提供することを認めており、今回はそれにあたりと説明しています。

南相馬市のある福島県は、取材に対し、「個人情報の開示は市町村の判断に任せる」との姿勢であるのに対し、一方、宮城県は、「個人情報保護優先のため開示はしない」との立場をとっているとされています。

このように、各自治体により、災害時における安否確認や支援に際し、個人情報の開示に関する判断や対応が異なっている中、本県において、災害が発生した場合を想定し、県の対応や市町村の判断といったものが、重要性を増してきていると思います。

●そこで、知事に、お伺いいたします。

災害時における、障がい者など社会的弱者の安否確認や支援を行うための個人情報の提供に関する基本的な考え方とともに、災害時に機能する取り組みについて、今後の対応を含めて、お伺いいたします。

(黒岩知事)

しきだ議員のご質問に順次、お答えします。

大規模災害対策について、何かお尋ねがありました。まず、県内の災害拠点病院の状況と今後の県の取り組みについて、です。

災害拠点病院は、本県では現在33病院を指定しており、一部の病棟の耐震化が課題となっている病院が7病院ございます。

また、津波や水害等への対策については、従来

の地震などの災害の想定に応じて防潮板の設置等の取組みが進められており、ライフライン、食料と医薬品の確保についても、各病院において一定程度備蓄しているなど、対策が講じられているところです。

しかしながら、今回の震災は、これまでの想定を大きく超えるものでありました。

そこで、病院における津波や水害等への対策を、今後見直される津波の浸水予測を踏まえて、改めて検討してまいります。

また、それにあわせて、災害用自家発電装置やその燃料を含むライフラインの確保、食料や医薬品の備蓄につきましても充実する必要があり、その状況を現在調査しているところです。

県としては、病院への調査結果や、今回の震災の状況を踏まえ、県災害医療拠点病院連絡協議会等の場を活用して、市町村や医療関係団体の皆様から意見をいただき、病院の耐震化の促進やライフラインの確保など、災害時医療救護体制の強化に向けて検討してまいります。

次に、災害時における高齢者・障害者対策について、です。

東日本大震災を契機として、避難情報等が発令された場合には、地域住民に対し危険を知らせ、迅速な避難を促すための情報を確実に伝えることが、再認識されております。

特に、聴覚障害のある方に対しては、音声による情報伝達ができないため、テレビでの手話放送や字幕放送、ファクシミリ、携帯メールなど文字による情報伝達が有効な手段となりますが、今回の大震災では、停電等で必ずしもこれらが機能しなかった状況がございました。

また、高齢者や車椅子の方など、ひとりでは避難できずに命を落としてしまったり、障害があることで避難所での生活が困難となっている方もおられます。

これまで県では、高齢者や障害者など要援護者のための支援マニュアル作成指針を作成し、市町村に対して、避難誘導における配慮や情報伝達網の整備に取り組むよう、働きかけてまいりましたが、改めてこれらについて検証していく必要があると考えております。

そこで県としては、今回の東日本大震災を踏まえ、常日頃から要援護者の所在確認や、備えとしての訓練の実施について、市町村へ周知してまいります。

また、複数の情報伝達手段を用意することや要援護者の安否確認の徹底、避難所に介護者や手話通訳者などを速やかに派遣できるようにすることなど、災害時における高齢者や障害者に対する支援について、今後、市町村や関係団体とともに検



討してまいります。

次に、災害時における障がい者等の個人情報の取扱いについてお尋ねがございました。

本県の個人情報保護条例では、災害時など「個人の生命、身体等の安全を守る緊急の必要がある」場合には、流出防止などの適切な措置を講ずることを求めつつ、個人情報を提供できるとしており、災害時の障がい者などの支援において中心となる市町村の条例においても、同様の規定となっております。

県としましては、災害時において、障がい者などの個人情報の「適切な利用」が着実に進められ、必要な対策が講じられることが重要であると考えております。

県では、従来から「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」の中で「必要な情報の共有の方法」や「具体的な避難支援プランの策定方法」といった、災害時における要援護者の個人情報の適切な利用方法をお示しているところです。

また、平成21年には、「個人情報取扱い事例集」を市町村に配布し、事前の名簿の作成方法や、個人情報を取り扱う際の配慮ポイントなどについても理解促進が進むよう取組みを進めてきたところです。

今後とも、関係部局間で連携しながら、市町村会議等で、災害時の個人情報の利用・提供についての事前のルールづくりや、マニュアル等への明記、さらには、名簿の準備について、働きかけを行ってまいります。

また、緊急時の事態にも臨機応変に対応できるよう、個人情報の保護と利用について、基本的な考え方の共通化や理解の促進を図り、障がい者の支援団体などへの情報提供も含め、災害時の安否確認や支援が適切に実現するよう、取り組んでまいります。

答弁は、以上でございます。

(しきだ博昭 再質問)

地震や津波等の自然災害も、情報の受伝達や避難誘導等の対応を誤れば、被害の拡大を招くので、重く受け止める必要があると思う。

防災情報メールの登録が東日本大震災以降急増し、横浜市では、1万8千人増えたとの報道があり、災害情報を県民の多くが欲しているかが表れているかと思っている。

和歌山県は、NTTドコモのエリアメールを活用した情報配信サービスを県レベルでは初めて導入することと、県内では藤沢市のほか、今月からは、横浜市も導入するようです。

観光客や外国人を含め登録をしないで情報が配信されるサービスは極めて有効だと感じており、本県もエリアメールの導入を検討する必要があると考えるが、知事の考えを伺いたい。

(黒岩知事 再質問に対する答弁)

県といたしましては、津波などの緊急情報の伝達手段としては、エリアメールの活用は、非常に有効な手段であると考えています。

しかし、自治体を経由するのではなく、緊急地震速報のように、発表元である気象庁から直接発信していただくことが、迅速な情報伝達方法であると考えています。

また、最近、エリアメールは、市町村でも災害情報、避難情報の伝達のため、導入を進めるところが増えてきています。

そこで、エリアメールの活用については、今後、市町村との検討会の中で、県としての活用方法なども含め、共同して検討を進めてまいります。

(しきだ博昭 要望)

災害拠点病院の整備については、津波の浸水予測と、これから調査をして備蓄のあり方、また、今調査をされている結果を踏まえて、今後の対応に生かしていきたいということをお答えいただきました。今回、課題になっている問題についてしっかりと検証して、今後の対応に生かしていただくことを要望します。

2. 医療・福祉問題

続きまして、医療・福祉問題について質問いたします。

すべての「いのち」が尊重される社会の実現を目指し、「いのち」と「健康」そして「福祉」にこだわり、活動してきました。

これは、私が昨年暮れに取りまとめた『政策提言集』の最優先テーマである「いのちと健康」の項目の冒頭に添えた一文であります。

私は、これまで2期8年にわたり、私なりに医療・福祉問題にこだわり、様々な取り組みを続け、「いのち」の尊さに謙虚でやさしい政治、「いのち」と「健康」を守るために勇敢で頼りがいのある政治を目指し、活動して参りました。

これまでジャーナリストとして、とことん「いのち」にこだわってきた黒岩知事と、今、こうして県議会の議場で向き合い、それぞれのこだわりをぶつけ、県民福祉のさらなる向上に向けて、今日、こうして議論できることを、楽しみしてきたということ、冒頭、お伝えしながら、質問に入ります。

① タンデムマス法による新生児マススクリーニング検査について

まず、はじめに、タンデムマス法による新生児マススクリーニング検査について伺います。

生まれたばかりの赤ちゃんの血液を検査することにより、病気の早期発見、早期治療につなげることができるよう、県では、現在、そのまま放置すると発達遅滞などの症状が現れるフェニルケトン尿症など、6種類の疾患について、その検査を希望するすべての赤ちゃんを対象に、新生児マススクリーニング検査を実施しています。

こうした中、新たに20種類以上の疾患を検査できる「タンデムマス法」が開発され、欧米を中心にこの検査法が普及しつつあり、わが国においても、平成16年度から、厚生労働科学研究として、大学や検査機関において、導入に向けた研究が進められてきました。

県内においても、平成20年度から、県医師会が中心となり、パイロットスタディとして、横浜市立大学や検査機関の協力を得て、従来の検査に加え、「タンデムマス法」による検査が実施されております。

わが会派も、昨年の夏には、この検査を実施している神奈川県予防医学協会を視察させていただき、また、これまで患者団体の皆様からのご意見やご要望を伺って参りました。

この検査では、従来の検査方法では見つからなかった先天的な疾患を早期に発見し、適切な治療を受けることによって一人でも多くの子どもが健康に育つことが期待されることから、本県においても早期に導入すべきであると考え、これまで、本会議等を通じ、この問題を取り上げて参りました。

昨年9月のわが会派の佐藤光議員の代表質問に対し、「県内で幅広く症例を蓄積していくことが必要であることから、他の大学病院においてもパイロットスタディが実施できるよう、県として支援していく」との答弁がありました。

また、引き続き、10月には、県議会として患者団体の皆様から提出された請願を厚生常任委員会において採択し、その後の本会議において全会一致で可決した「新生児マススクリーニング事業及び小児慢性特定疾患対策の充実を求める意見書」を、直接、国に出向いて提出するなど、タンデムマス法による検査の導入について積極的に働きかけを行って参りました。



●そこで、知事にお伺いいたします。

今回、県が実施するタンデムマス法による新生児マススクリーニング検査事業については、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに大きく寄与するものとして、大変期待をしているところでありますが、実施に向けた検討状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

② 看護職員の確保対策について

次に、看護職員の確保対策について伺います。

急速な高齢化の進行や、在院日数の短縮化、在宅医療の進展など、医療サービスをめぐる環境は様々変化している中であって、県民のいのちを預かり、入院中や在宅の患者のQOL、すなわち「生活の質」の向上を図る上で、患者や家族と一番長く接している看護職員の役割は極めて重要であると思います。

今、この瞬間も、県民のいのちと健康を守り、患者と家族を励まし勇気づけるために、高い使命感と揺るぎない責任感をもって、職務に励んでおられる看護職の皆さんが県内に約6万人いらっしゃいます。

私も、過日行われた神奈川県看護賞贈呈式に出席させていただきましたが、受賞された方々の誇り高い表情や、看護学生さんの希望に満ちた表情を拝見しながら、たいへん頼もしく感じました。

また、このたびの東日本大震災では、本県をはじめ、全国の看護職員による被災地支援の輪が広がり、日本看護協会からは、研修や訓練を受けた「災害支援ナース」が、4月末までに900人以上が派遣されたと伺っています。

日常の職務に忙殺され、全国的にも不足状況にある看護職員が、職場の理解と協力を得て被災地に赴くには、様々なご苦労があるものと拝察いたしますとともに、こうした制約がある中で、使命感を持って今なお、過酷な支援活動を続けておられる方々に深く敬意を表するところであります。

クリミア戦争で傷ついた兵士を敵・味方の区別なく看護し、のちに「クリミアの天使」「白衣の天使」として称賛されるなど、近代看護学の普及に貢献したことで知られているフローレンス・ナイチンゲールは、かつて「天使とは、美しい花をまき散らす者ではなく、悩める人のために闘う者である」と語ったとされています。

黒岩知事は、キャスター時代に、それまで「きつい」「汚い」「危険」のいわゆる3K職種とされてきた看護職員に、様々な光をあてて、社会的地位の向上に貢献されたと承知しています。

また、マグネット病院をモデルとして、「いのち輝くマグネット神奈川」をビジョンとして掲げ、推進していく決意を先の所信表明において示されました。

このビジョンを実現し、いのちと健康を守るために、県民に対し、質の高い看護サービスを提供するためには、看護職員が自信と誇りをもって働くことのできる勤務環境の整備を進めていくことが大切であると考えます。

一方、本県で就業する看護職員数は、10万人

あたりの人口比で、全国平均1,036人に対し、680人と、全国最下位となっており、また、特に新人看護職員の約1割が、基礎教育で学んだことと現場とのギャップ、いわゆるリアリティショックにより早期離職しており、看護職員の確保・定着対策が喫緊の課題であると言えます。

さらには、災害時にも即戦力として対応できる資質と能力を備えた看護職員の確保や育成に、日頃から取り組んでいくことも大切であると考えます。

●そこで、知事にお伺いいたします。

災害時への備えも含め、今後、看護職員の確保・育成にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

③障がい者施策について

次に、障がい者施策について伺います。

本県では、現在、346,867人の方が、身体的、知的、あるいは精神的な障がいを抱えながら暮らしておられます。障がいのある人も、ない人も、誰もが暮らしやすい社会を築いていくことは、全県民共通の願いであり、また、政治・行政の責務であります。

ご承知のとおり、「すべての人に保障されるべき普遍的な人権と基本的自由を障がいのある人に差別なく完全に保障すること」を締約国に求める「障害者権利条約」が2006年12月に国連で採択され、2008年5月に発効いたしました。わが国においては、2007年9月に署名し、現在、国内法の整備が進められているものの、未だ批准に至っておりません。

1990年7月に、アメリカ社会の障がい者に対する差別を撤廃することを目的とする「障害をもつアメリカ人法」いわゆるADAを制定したアメリカやイギリスなど、本年3月1日現在で99か国が既に批准している現状を考えると、わが国の対応が非常に遅れていると指摘せざるを得ません。

一方、千葉県では障がい者差別に対し、いち早く平成18年に行政、事業主、個人など様々な立場の人を対象とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例」を制定いたしました。この条例では、障がいのある人に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフト両面におけるバリアフリー化を行い、誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことを目的とし、様々な施策を実施しています。

こうした動きは、他の自治体にも広がり、北海道において同様の条例が議員提案により制定されたのははじめ、現在、若手県、愛知県、さいたま市、熊本市など全国各地で、検討されていると承知しています。

また、県内の障がい者団体などからも、条例制定を望む声は、我々のところにも届いております。

こうした中、現在、国において「障害者基本法」の改正に向けた議論が進む中、3月11日に発生した東日本大震災を受け、新たに、防災対策を義務付けるなど、大幅修正することで民主、自民、公

明の3党が合意いたしました。

このたびの改正の流れを受け、我が国における障がい者施策の一層の充実が期待されるとともに、先ほど触れた障害者権利条約の批准に向けた新たな一歩を踏み出したと言えます。

今後は、このたびの法改正の趣旨や、障害者権利条約の求める合理的配慮、すなわち、地域や職場、学校をはじめとする日々の暮らしの中で、障がいのある方一人ひとりのニーズに応じた具体的な取り組みを通じ、障がい者の自立と社会参加・政治参加の促進、文化・芸術に親しむ権利を確保していくことが重要であると考えます。

このたびの改正を機に、地方自治体にも新たな責務や役割が求められるものと思っておりますが、かつて、障がい者の自立と社会参加を促進するために全国にさきかけ地域作業所を設置・支援し、さらには、ともしび運動を展開するなど、福祉先進県として数々の成果と実績を、県政史に刻んできた本県の今後の取り組みに、障がい者団体のみならず、多くの県民は期待を寄せています。

●そこで、知事にお伺いいたします。

かつて、福祉先進県として、全国にさきかけ、様々な取り組みを担ってきた本県として、障害者差別禁止条例制定に向けた検討を含め、このたびの、障害者基本法改正の流れを受け、今後の障がい者施策をどのように展開していこうと考えているのか、お伺いいたします。

(黒岩知事 答弁)

医療・福祉問題について、何点かお尋ねをいただきました。まず、タンデムマス法による新生児マス・スクリーニング検査についてでございます。

タンデムマス法は、新生児から採取した微量の血液を検査する方法で、現在6疾患を対象に行っている検査に加え、タンデムマス法を使用することにより、20種類以上の疾患について、先天性代謝異常検査が可能となるものでございます。

本県では、県医師会が中心となり、平成20年度から横浜市大の2病院においてパイロット事業として実施し、これまでに新生児約3,500人に対し、検査が行われました。

その結果、従来の方法では発見できなかった疾患が2例発見されております。

また、平成23年3月には、国においても、タンデムマス法を用いた新生児マス・スクリーニング検査を早期に実施することが適当であるとし、各都道府県に対し、その導入を積極的に検討するよう通知されたところです。

タンデムマス法の導入にあたっては、これまで、しきだ議員をはじめ県議会の皆様も積極的に取り組んでこられたところであり、今回、国から通知されたのも、そうした取組みの成果と考えております。私も大変に敬意を表するところであります。

この検査法を導入するにあたっては、検査対象とする疾患の確定、また、検査機関と医療機関との連携体制の構築、さらには、保護者や医療従事者等に対する周知、などの課題がございます。

そこで、県では、県医師会、大学病院、検査機関等で構成される検討会を設置し、タンデムマス法の導入に向けた具体的な検討を行ってまいります。

今後は、検討結果を踏まえ、新生児マス・スクリーニング検査の実施主体である県と政令3市が連携して、県内のすべての新生児がタンデムマス法による検査を受けられるよう、今年度後半の事業開始を目指してまいります。



次に、看護職員の確保・育成についてお尋ねがありました。

近年、医療の高度化や専門化が進む中で、看護職員にもこれまで以上に、医療現場での高い実践力が求められています。

一方、新人看護職員の約1割がいわゆる「リアリティショック」により、就業後1年以内に離職してしまう現状や、子育てなど家庭生活との両立の難しさによる離職も多くあります。

また、全国では55万人を超える潜在看護職員がいるとの推計もあります。

こうしたことが、看護職員不足の大きな要因となっており、看護職員の確保・定着対策は喫緊の課題です。

そこで、即戦力の向上をめざし、養成段階での臨床教育を重視して、新たに病院での夜間実習を、看護学校に導入してまいります。また、病院が行う新人教育の充実を図るため、教育プログラムの責任者を対象とした研修を始めたところです。

さらに、子育てなど家庭生活と仕事の両立や再就業を支援するため、24時間体制の院内保育を強力に進めてまいります。また、短時間勤務の導入など働きやすい職場づくりに向け、病院を対象とした相談窓口の開設を検討し、定着対策に取り組んでまいります。

今回の大震災では、災害時に現場で救護にあたる看護職員の役割の重要性が改めて見直されました。「災害支援ナース」として登録された神奈川県内の看護職員は非常に少ないため、登録に向けた研修の受講を強く働きかけてまいります。

また、本県からも多くの保健師、看護師が被災地の支援に赴いております。

支援活動に携わった看護職員から意見を聞き、被災当初からの心のケアなど、大規模な災害時に求められる看護の内容について、看護協会、病院協会などとともに検証し、研修プログラムを充実させ、災害時における実践力の高い看護職員の育成につなげてまいります。

今後は、看護の高度化に対応できる実践力を身

につけた看護職員の養成に向けて、教育のあり方について改めて見直すとともに、看護職員の資質向上と離職防止を図り、県民のいのちを守る医療の充実に取り組んでまいります。

次に、障害者基本法改正の流れを受けた、今後の障害者施策についてお尋ねをいただきました。

神奈川県では、障害福祉施策が施設中心であった昭和50年代に、全国に先駆けて、グループホーム、地域作業所、ショートステイといった事業を開始し、障害者が地域で暮らし、活動できる拠点づくりに取り組んでまいりました。

平成18年度には、「ともに生きる福祉社会」の実現を目指し、一人ひとりを大切にすることを基本的な考え方とする「かながわの障害福祉グランドデザイン」を策定し、「すまい」「いきがい」「ささえあい」の視点から、障害者の地域生活移行を進めるなど、障害者施策全体を推進しております。

今回の障害者基本法の改正案では、基本的施策として、地域社会で安定した生活を営むための住宅の確保、多様な就業の機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、情報のバリアフリー化の一層の推進などが、新たに盛り込まれました。

こうした施策については、本県において、グループホームの設置促進、地域就労援助センターによる就労支援、手話通訳者の人材養成など、これまで、同様の視点から取り組んできたところであります。

今年度は、「障害福祉計画」の改定の時期を迎えますので、今後、改正案との整合性も検討しながら、必要な人に、必要なサービスが行き届くよう、きめ細かく障害者への施策を推進してまいります。

また、障害者差別禁止条例の制定についてお話がありましたが、現在、国において、障害者基本法の改正とともに、いわゆる「障害者差別禁止法」の制定に向けた検討が進められており、平成25年度の法案提出が予定されていると承知しておりますので、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

(しきだ博昭 再質問)

御答弁ありがとうございます。いのちにこだわってこられた知事の思いが今のお答えの中にも盛り込まれていたという風に受け止めさせていただきました。

タンデムマス法による新生児マス・スクリーニング検査について再度質問をさせていただきたいと思いますが、この問題は我々の提案を受けて神奈川県がこれまで積極的に県医師会やあるいは検査機関との連携協力のもとに精力的な事業展開を図ってきていただいたということで、この点については率直に評価をいたしたいと思っております。

今後こうした取組みの流れを加速させるべく、全国のモデルになるような一層の取組みの充実を図っていただくよう要望をしておきたいと思

います。

再質問としては、今後の課題としては、蓄積した症例を今後の治療やあるいは患者のフォローアップ、さらには患者家族の支援、さらには患者家族間、医療機関等とのネットワーク作り、こういったものにつなげていくことが一方では大切だという風に思っています。

この点についての御認識を改めて伺いをさせていただきたいと思っております。

(黒岩知事 再質問への答弁)

本県では、検査の結果、異常が見られた場合は、現在、直ちに検査機関から、赤ちゃんが生まれた病院を通じて保護者に連絡が行くとともに、こども医療センターなど11か所の小児科の専門医療機関に連絡し、精密検査、早期治療に結びつける体制をとっております。

タンデムマス法の導入後も、適切に治療に結びつけることが大切でありますので、現行のシステムと同様の対応ができるよう医療機関と調整してまいります。

(しきだ博昭 要望)

要望をさせていただきます。

タンデムマス法についても、今後の状況を見極めながらしっかりと対応していく、検討していく、ということでもありますので、先ほど申し上げたように全国のモデルになるような医療先進県をめざす知事におかれましても、引き続きの精力的な御検討をお願いしたいと思います。

看護職員確保対策についてであります。災害時において様々な問題点を現在各職種ごとに議論されていると伺っています。神奈川県看護職員資質向上推進委員会のワーキンググループの中でそうした議論も深まっていると聞いておりますので、今後の対応に是非活かしていただきたいと思います。

また、先ほどのお答えの中でも、研修の充実やあるいは院内保育、24時間体制の確立、さらには院内学童支援を22年度から実施していると承知しております。そうした様々な取組みをしっかりと構築し、看護職員の確保定着対策に努めていただきたいと思います。

もう一点要望であります。この度の災害を契機に、人のために役に立ちたいと考えるそうした使命感のある人が特に若い方の中で増えているということを実感しておりますし、そのことを期待もしていきたいと思っております。この機会をとらえて、看護職に関心を持っていただけるような周知やPRにも是非積極的に取り組んでいただきたいと思います。

障害者施策についてであります。国の障害者差別禁止法の制定の動きが、平成25年度提案に向けて動いているということですが、県でできること、県がやるべきこと、県民の暮らしと命、そして、障害のある人、ない人に関わらず、自分らしく生きる、生きられる、暮らし安い、こうした神奈川づくりに、国の動向を待たずして

きることを行ってもらいたいということを要望いたします。

3. 県政の諸課題

続きまして、県政の諸課題について質問いたします。

①雇用対策について

まず、はじめに、雇用対策について伺います。

先頃、日銀が発表した金融経済月報によると、わが国の経済は、「震災の影響により、生産面を中心に下押し圧力が続いているが、持ち直しの動きもみられている」ものの、雇用については「震災の影響もあって、厳しさがやや増している」としており、4月の全国の完全失業率は4.7%となっています。

一方、今年の春に卒業した大学生の就職率は、91.1%となっており、いわゆる「就職氷河期」といわれた2000年卒と並ぶ過去最低となるなど、依然として厳しい雇用情勢が続いています。

こうした中であって、本県において、雇用・経済対策として実施している、国からの交付金をもとに造成された雇用創出基金を活用した事業は原則として、平成23年度いっぱいまで終了することとなっています。

この雇用創出基金は、「緊急雇用創出事業臨時特別基金」および「ふるさと雇用再生特別基金」合わせて総額340億円以上ののぼり、県のみならず、市町村でも様々な事業に活用されており、例えば、障害児の通学支援をNPO法人に委託する事業など、有益な事業も多く、継続を望む声が、我々のところに届いています。

また、これまでも基金の活用や事業の実施にあたっての要件緩和は行われてきてはいるものの、建設・土木事業に活用できないなど、要件面で制約があるとの指摘があります。

●そこで、知事にお伺いいたします。

このたびの東日本大震災の影響もあり、県内の雇用情勢が依然として厳しい状況にある中で、雇用創出基金事業の要件を緩和して、活用できる事業を拡大するとともに、基金事業が継続できるよう、国に要望すべきであると考えますが、知事に伺いいたします。

②日本人拉致問題について

次に、日本人拉致問題について伺います。

本県には、横田めぐみさんのご両親をはじめとして、拉致被害者・特定失踪者のご家族やご関係



者がいらっしやいます。

この拉致問題は、言うまでもなく、人権侵害にとどまらず、国家の主権をも侵害するという、決して許すことのできない問題であります。

肉親の安否を案じ、ひたすら再会を望む拉致被害者ご家族の皆様の中をお察しいたしますと、言葉が見当たりません。現状、ご家族の中には、わが子との再会を果たすことなく亡くなられた方もおいでになるなど、この問題の進展が見られない中、時間だけが無情に流れ、ご家族の高齢化や、この問題に対する国民の関心と国際世論の低下が危惧されています。

以前、都内で開催された写真展で拝見した、めぐみさんが拉致された新潟の前任地である広島時代のご家族の写真は、めぐみさんの双子の弟さんと同い年で、広島出身である私にとって、同じ5人家族でもある我が家の家族写真と、時期も場所も同じであることに強い衝撃を受けたことを思い出します。

横田さんご夫妻は、折に触れ、「広島での生活が、私たちにとって一番楽しく輝いていた」とお話ししてくださいませ。

以来、私もこの問題を広く地域の方々に関心を寄せていただくために様々な活動のお手伝いをさせていただいて参りました。横田ご夫妻をお招きしての講演会や、地元、センター南駅構内での写真展の開催、PTAの皆様のご協力をいただき、映画『めぐみー引き裂かれた家族の30年』の上映会など、また、今月12日、日曜日には、横田ご夫妻がお住まいのマンションの住民のみなさんによる支援組織である「あさがおの会」からの協力要請により、全国45団体が参加し、36か所で行われた北朝鮮による拉致被害者の早期救出を求める全国統一署名活動の一環として、センター南駅前において、署名活動を実施いたしました。

マザー・テレサは、「愛の反対は、憎しみではなく、無関心である」と語ったとされています。

改めて、愛する人や家族の安否すらわからず、連絡をとることもできず、そばに行くことも、救いの手を差し伸べることもできないご家族の心中をお察しするとき、この問題を決して風化させてはならないとの思いを強く、そして、また新たにいたしました。

去る4月1日に、政府の人権教育・啓発に関する基本計画の人権課題に、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が盛り込まれたことに伴い、5月26日には、拉致担当、総務、法務、文部科学の4大臣連名で、拉致問題に関する理解促進及び人権教育・啓発を推進するよう各都道府県知事、教育長あてに通知があり、また、併せて、映画「めぐみ」の上映や、全国約4万校に配布したアニメ「めぐみ」の上映促進の依頼があったと承知しています。

黒岩知事は、キャスター時代、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の制作に深くかわり、また、朝鮮学校への補助金問題に関しても、踏み込んだ対応をするなど、拉致問題に強い関心をお持ちのことと理解しています。

●そこで、知事に伺います。

拉致問題の風化が懸念される中、これまでジャーナリストとして、この問題に深くかかわってきた経験を踏まえ、今後どのように取り組んでいけるのか、お伺いいたします。

また、学校教育において、拉致問題に対する理解を深める取り組みについて、どのように進めていくのか、教育長に伺います。



③教科書採択について

次に、中学校の教科書採択について伺います。

ご承知のとおり、平成18年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。

一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばし、社会に貢献できる志ある人材を育て、品格ある国家・社会を築いていくために、教育の重要性は、いつの時代も変わりありません。

戦後間もない昭和22年に制定された前教育基本法のもと、時代とともに充実発展を遂げた日本の教育は、国民の勤勉さとあいまって、豊かで安全な社会の実現をもたらし、我が国を経済大国に押し上げる大きな原動力であったと言えます。

しかしながら、近年、科学技術の進展や情報化、国際化、核家族化、さらには少子高齢化など、我が国を取り巻くこうした状況の変化は、教育のあり方を見直す動きへとつながりました。

このたびの改正においては、公共の精神など、すなわち日本人が持っていた規範意識や道徳心を大切にするとともに、伝統と文化を重んじ、それらを育ててきた我が国と郷土を愛することなど、教育の目標として、特に重要と考えられる事柄を新たに定めるなど、まさに、この改正により、我が国の教育改革は、新たな一歩を踏み出したと言えます。

この改正を受け、学習指導要領が改訂され、今年度から小学校で、また、来年度からは中学校で、新しい指導要領に基づく教育が全面实施されることとなり、それに伴い、昨年の小学校採択に続き、いよいよ今年の夏には、教育基本法改正後初めての中学校教科書採択が行われます。

しかしながら、本年3月にその内容が公開され、各種マスコミ等で報道された中学校の歴史・公民の各校教科書を見てみると、教育基本法の理念や精神が、十分に反映されているのか、疑念を持たざるを得ない内容も見受けられます。

例えば、先ほど質問した日本人拉致問題について、許しがたい人権侵害、国家主権侵害であるこ

とに触れず、簡略な記述にとどめたり、このたびの東日本大震災をはじめとする近年の大規模災害時に、我が身を顧みず獅子奮迅の活躍をした自衛隊について、未だに憲法違反とする意見を強調したり、あるいは、北方領土や尖閣諸島、竹島などの領土問題の記述にも、各社に違いが見られます。

中学校の教科書は、公立学校においては設置者である市町村教育委員会が、それぞれの責任と権限において採択を行うこととされておりますが、都道府県教育委員会は、採択にあたり、法令に基づいて、一般的な指針として「採択基準や選定に必要な資料」を作成していると承知しています。

●そこで、教育長に伺います。

今回の採択に際し、教育基本法の改正や、学習指導要領の改訂を踏まえ、どのような方針のもとで、市町村教育委員会に示す指針を作成したのか、伺います。

(黒岩知事 答弁)

県政の諸課題について何点かお尋ねがありました。雇用対策についてです。

依然として厳しい雇用情勢をふまえ、県民の雇用と生活の安定を図ることは、喫緊の課題であると認識しております。

そこで、雇用創出基金を活用し、これまで積極的に事業を実施してまいりました。

たとえば、学校への教員補助者の配置や、介護施設で働きながらホームヘルパーの資格を取得できる事業などを実施し、開始から2年間で1万4千人余りの雇用を創出いたしました。

さらに、今年度は、未就職の新卒者を臨時的に雇用し、企業実習などを通じて能力を高め、正規雇用へと結び付ける事業を新たに実施するなど、基金を最大限活用し、一層の雇用創出に取り組んでまいります。

一方、この基金は、スタート当初、要件が厳しく、活用しにくい状況にありました。

そのため、これまで国に対して改善を求め、人件費の割合など、一部要件の緩和は行われましたが、活用できる事業や雇用期間が限定されているといった課題が残っております。

そこで、今年度の事業実施に間に合うよう、建設・土木事業を基金の対象事業とし、雇用期間の限定もなくすなど、国に対して、早期の要件緩和を働きかけていきます。

また、この基金事業は、原則として今年度で終了する予定ですが、東日本大震災の影響もあり、厳しい雇用情勢が続く中、さらなる雇用対策に取り組んでいく必要がありますので、平成24年度以降の雇用対策についても、地方の創意工夫が生かせる、具体的な支援施策を示すよう、国に対して強く要望してまいります。

最後に、日本人拉致問題について、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいただきました。

私は、県政運営のキーワードとして「いのち」を輝かせることを掲げています。この「拉致問題」

は、まさに一人ひとりの大切な「いのち」を踏みしめる重大な人権侵害であり、国家的犯罪であります。国を挙げて取り組むべき重要課題であると認識しております。

県ではこれまで、拉致問題を風化させないため、国や市町村、関係団体と連携し、12月の「人権週間」や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、県のたよりやホームページなどを活用した広報、パネル展示やポスター掲示などを実施してまいりました。特に今年2月に国や県内政令市と共催した国民大集会では、横田ご夫妻に講演いただき、多くの方々に拉致問題への理解を深めていただくことができました。

解決に向けてなかなか進展しない状況に歯がゆい思いをいたしますが、だからこそ、絶え間のない取組みにより、今、目前にある問題として多くの方々に知っていただくことが必要です。

そこで、今年度も、これまでの取組みを継続して実施するとともに、再度、国民大集会を県内で開催するなど、拉致問題の理解促進に取り組んでまいります。

また、私は、長年のジャーナリストの経験から、映像が人々に直接訴えかける力を持つことを知っています。私が映像資料の提供に関わった映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」には、拉致問題の真の姿が描かれており、ご覧いただくことにより、この問題への理解が一層深まるものと確信しています。

拉致問題を風化させてはなりません。特に、私は、未来を担う子どもたちに、この事実を知ってもらいたく、是非、教育現場で見せてほしいと思っております。

また、この映画を多くの県民の方々に見ていただけるよう定期的上映会を開催してまいります。

(藤井教育長 答弁)

教育関係について、お答えいたします。

はじめに、拉致問題について、お尋ねがございました。

拉致問題は、重大な人権侵害であり、風化させることがないよう、学校教育においても継続して取り組むべき課題と認識しております。

これまで県教育委員会では、児童生徒が拉致問題への理解を深めるよう、アニメ「めぐみ」の活用を市町村教育委員会に働きかけてまいりました。

また、平成22年度は、全県立学校長、全校種の新採用教員と10年経験者の教員、合計約1300人に研修会等で視聴させ、学校での活用の促進を図っているところでございます。

さらに、高等学校の日本史必修化で使用される本県独自の教材「近現代と神奈川」の中で拉致問題を取り上げており、先行実施校で生徒に拉致問題を考えさせることとなっております。

今後の取組につきましては、本年4月に、拉致問題が、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に新たに位置づけられましたので、本県におきましても、これまで以上に児童生徒の理解が深まるように取組を進めてまいります。

具体的には、今年度、小中学校については、拉致問題に関する指導例を作成し、アニメ「めぐみ」とともに、市町村教育委員会に活用を働きかけてまいります。

また、県立高等学校につきましては、教育課程研究集録に指導例を掲載して、これを活用した公開研究授業を実施するとともに、映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」を全県立高等学校に配布し、拉致問題に対する生徒の理解の促進に努めてまいります。

次に、中学校の教科書採択に際し、市町村教育委員会へ示す指針の作成について、お尋ねがございました。

県教育委員会は、教科書採択の基本的な考え方をまとめた「採択基準」や、教科書にどのような内容が記載されているかを調査する際の「調査研究の観点」をとりまとめ、指針として策定しております。

今回、約60年ぶりに教育基本法が改正され、「道徳心」の育成や、「伝統と文化の尊重」などが「教育の目標」として新たに加えられるとともに、改正法に基づいて学習指導要領が改訂されました。

そこで、県教育委員会はこれらの内容が、全ての教科書に適切に反映されていることが大切であると考え、指針を策定するにあたり、「道徳心」の育成や、「伝統と文化の尊重」などを、調査研究の観点到追加いたしました。

さらに、この新たな調査研究の観点に基づき、選定の対象となる全ての教科書一冊一冊について、記載内容を客観的に調査し、教科書採択の参考となる資料をとりまとめ、市町村教育委員会に送付いたしました。

今後、採択にいたる経緯や採択理由の積極的な公開、外部からの不当な働きかけを排除した静ひつな環境の確保など、市町村教育委員会が、公明・適正に採択を進めるよう、引き続き指導、助言に努めてまいります。

(しきだ博昭 要望)

最後に、数点要望させていただきます。

まず、1点目の雇用対策について、知事から、力強い国に対して要望していくというお答えをいただきましたので、安心いたしました。建設・土木工事への活用、期間の制約を撤廃してほしい、さらには、この事業を継続してほしいということでもあります。

このたびの補正においても、東日本大震災で被災された方々の雇用について、基金の積み増しも計上されておりますが、引き続き、雇用情勢が厳しい中で、この事業の一層の活用、充実、そして延長に努めていただきたいと思っております。

先ほど例示として触れました、障害児の通学支援事

業についても、この基金の活用のみならず、県単としても、しっかりと、こういった障害児、障害者のサポートについてもご努力をいただきたいということは、ひとつ申し添えをしておきたいと思っております。

2点目の日本人拉致問題についてであります。去る6月10日に政府の拉致対策本部が、約半年ぶりに開かれたという報道がありました。これは、裏を返せば、半年間、政府は何もやらなかったということにもなるわけでありまして、黒岩知事からも、先ほどの力強い発言のとおり、国に対して、しっかりとした対応をとるよう、改めて、要請をしていただきたいと思います。

先ほどの知事の答弁にもありましたように、一義的には、外交交渉その他は、政府・国の役割であります。我々の、地方自治体としての責務・役割は、世論の形成や、あるいは、世論の喚起を促す。そして、そういった声をしっかりと国に届けていくことだと思っています。

我々自身も、この問題から、決して目をそむけることなく、少なくとも、関心を持ち続けていくことが、大切だと思っています。

ご家族には、時間はあまりありません。この問題を、県としても決して風化させることなく、一刻も早い解決に向けてご努力をお願い申し上げます。

最後に教科書採択についてであります。教育の難しさは、人は教育によってのみ変わり、その教育は人によってのみ、なされるということであるといわれています。誰がどのような指針に基づき教育を行うかが極めて重要であり、そしてまた今のこの難しい時代を生き抜く子どもたちに生きる力を与えはぐみ、そして自国の歴史や文化に自信と誇りを持ち、同じように他国の歴史、文化を尊重する、そしてその国の人々を尊重することのできる、こうした人材を育てていく上で、このたびの教科書採択は重要な意味を持っていると考えます。教育基本法改正と学習指導要領の改訂の趣旨やその精神に沿った採択が行われるよう、市町村教育委員会に対し、適切な助言指導するよう要望して、時間も参りましたので、今後は各常任委員会等他の場で議論の一層の深まりを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。



拉致問題忘れまい

横田めぐみさんのアニメ映画など活用 県教委、小中高校で啓発強化



黒田知事選挙期間中に横田夫妻を訪ねた岩祐治氏＝3月31日、川崎市川崎区

県教育委員会は24日、県内の小中高校で、北朝鮮による日本人拉致問題の啓発を強化していく方針を明らかにした。拉致被害者の横田めぐみさんの両親が川崎市で暮らしていることから、めぐみさんを題材にしたドキュメンタリーやアニメ映画も活用してもらっほか、新たに授業の進め方の指導例も作成する。

黒岩祐治知事はかつて、米国のドキュメンタリー映画「アブダクション(邦題めぐみ)へのフジテレビの映像提供に協力した。県教委はこの映画のDVDを、県立高校など計145校へ配布する。

アニメ映画「めぐみ」は政

府が2008年、全国の小中高校、専門学校へDVDを配布している。昨年度、県教委は県立高校長らの研修会でアニメを上映することを働きかけたが、県内の小中学校や高校では半数での活用にとどまっている。

黒岩知事は選挙期間中の

●全県立高校に映画「めぐみ」 県教委は24日、拉致被害者の横田めぐみさんを題材にした米映画「めぐみ―引き裂かれた家族の30年」のDVDを、全県立高校に配布する方針を明らかにした。各学校が総合学習や特別授業などで活用する。同日の県議会本会議で

敷田博昭議員(自民)の質問に答えた。同映画は黒岩祐治知事が朝鮮学校補助金交付をめぐり、学校側に上映を要望している。

3月末、めぐみさんの両親の滋さんと早紀江さんと会い、「アブダクションを学校などで上映したい」と「公約」。24日の県議会では「拉致問題を風化させてはいけない。特に未来を担う子どもたちに事実を知ってもらいたい」と述べ、県民に対しても定期的に上映会を開く方針を示した。

(小島泰生)

津波警報10秒で配信

県が全国初システム導入へ

東日本大震災で津波に対する危機感が高まっていることを受け、県は大津波・津波警報を携帯電話に一斉配信するシステムを導入する。NTTドコモの「エリアメール」サービスを活用し、気象庁から受信した情

報を自動送信する全国初の仕組みを構築。警報発令から約10秒で携帯電話に情報が届くといい、迅速な避難につなげるのが狙いだ。配信エリアは、相模湾と東京湾沿岸の15市町を想定。対象地域内であれば、

住民だけでなく海水浴客や観光客らが持つすべてのドコモ機種に文字情報が届く仕組み。同エリア内のドコモ利用者は300万人超と試算しており、防災無線と合わせた避難喚起の有効策として来春の運用開始を目指している。エリアメールを活用した緊急情報の提供は、県内でも横浜や藤沢など6市町で導入済みだが、発令警報に基づき職員が配

信作業を行っているのが現状だ。県は「5分ほどで到達する津波の周知に効果が発揮できる」と伝達時間短縮のメリットを強調。9月補正予算案にシステム構築費として830万円を計上する。ドコモ以外の通信会社でも同様のサービスが始まれば導入を検討するという。KDDI(au)は来春に運用を始める見通し。

(香川 直幹)